

令和4年度施策に関する提案 (案)

令和3年6月
広島県

広島県の行政施策の推進につきましては、かねてより格別の御高配をいただき、厚くお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、3次にわたる補正予算編成により、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」による財源確保をしていただき、また、防災減災対策については、本県で平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興などに重点的に取り組んでいる中で、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を閣議決定し、取組を進めていただくこととされており、感謝を申し上げます。

本県でも、引き続き、新型コロナウイルス感染症に対し、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた対策に取り組むとともに、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

また、国におかれましては、デジタルを活用した産業の転換、i-Construction、スマート農業、GIGAスクールにおける学びの充実など、各省庁における取組とともに、デジタル庁の設置などを盛り込んだ「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を閣議決定し、デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会の実現に向けた取組を推進していくこととされております。

こうした中、本県といたしましても、昨年10月に、県政運営の基本となる新たな総合計画「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」を策定し、「安心」の土台と「誇り」により、夢や希望に「挑戦」できる広島県づくりを進めております。

また、本県の強みである「都市と自然の近接性」を最大限生かした、イノベーションを創出する知の集積や集合と、自然豊かで心身が癒される適切な分散をうまく組み合わせ、「適散・適集社会」のフロントランナーとなるよう、様々な分野のデジタルトランスフォーメーション(DX)を加速させ、県民一人一人の「欲張りなライフスタイルの実現」に向けて、全力で取り組んでまいります。

本県の様々な施策の推進に向けて、喫緊の課題で国との連携・協力が不可欠な事項等について提案をいたしますので、令和4年度政府予算の編成及び施策の決定に当たり、格別の御理解・御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年6月

広島県知事 湯崎 英彦
広島県議会議長 中本 隆志

1 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルスの感染拡大防止と社会経済活動の両立

- 全国的に新型コロナウイルス感染拡大が続く中、広島県では、県民の皆様の不安を軽減し、「安心」につなげるための感染症対策として、「感染拡大防止対策」、「医療提供体制の確保」、「3密を避けた事業継続と雇用維持」を中心に取組を進めている。
- 「感染拡大防止対策」では、県内6か所にPCRセンターを設置し、すべての県民の方々を対象とした検査を実施するとともに、広島市及び福山市においては、薬局を活用したPCR検査体制を構築した。さらに、4月には就学・就労などで県外から転入された方などを対象に「春のPCR検査集中実施」を行うとともに、ゴールデンウィークにおいて、飲食、職場、県外往来に着目した「第2弾 春のPCR検査集中実施」を行った。
- 「医療提供体制の確保」では、新規感染者数400人/日が1週間継続しても対応できる、約4,000人分の受入体制の確保をすることとしている。
- 「3密を避けた事業継続と雇用維持」では、中小企業向け制度融資による事業継続支援や、感染拡大の影響を受けた離職者等へのマッチング機会の提供を図ることとしている。
- 新型コロナウイルスの感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るために、戦略的なPCR検査の実施など、感染拡大防止に向けた地方の取組を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充などにより強力に支援していただきたい。また、感染拡大が収束し、需要が回復するまでの間、地域経済を支える事業者が事業の継続や雇用を維持するために持続化給付金等の再度支給や雇用調整助成金の特例措置の延長などによる財政的な支援、資金繰り支援などの取組を強化していただきたい。

1 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 感染拡大防止対策と医療提供体制の確保

国への提案事項

1 新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保について

- ワクチン接種については、対象者全てが接種可能な量を迅速かつ確実に供給すること。
- 接種体制の整備に係る費用に地方の負担が生じないように、引き続き必要な財政措置を講じること。

2 戦略的なPCR検査の実施及び実施に関する支援

- 地域の実情に応じて、都道府県が幅広い住民を対象とした大規模なPCR検査やモニタリング検査を実施できるよう、都道府県が行う感染拡大を未然に防ぐ取組に対する財政措置を拡充すること。

3 医療従事者等の処遇改善に対する支援

- 長期化する新型コロナウイルス感染症への対応を行う医療従事者や職員の労に報いるため、医療機関による慰労金の支給や処遇改善を行うための経費を、国において措置すること。

【提案先省庁：内閣府，厚生労働省】

1 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 感染拡大防止対策と医療提供体制の確保

現状／広島県の取組

【新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保】

- 国は、都道府県へ5月10日の週に医療従事者等約480万人分配分し、6月末までに高齢者約3,600万人分の配分を完了する見込み。
- 高齢者向け優先接種は、6月末までの基本配分計画が示されたところである。

【戦略的なPCR検査の実施及び実施に関する支援】

- 県内6か所にPCRセンターを設置し、全県民を対象としたモニタリング体制による検査を実施するとともに、広島市内においては、薬局を活用したPCR検査体制を構築している。
- 広島市の一部で幅広い住民を対象とした大規模PCR検査を実施する予定としていたが、感染状況を鑑みて完全実施を送り、実施の際の課題を把握するためのトライアルを実施した。

【医療従事者等の処遇改善に対する支援】

- 令和2年度は、医療従事者への慰労金の給付、医療従事者への特殊勤務手当を支給する医療機関への支援を実施した。

課題

- 高齢者向け優先接種までの配分計画は示されたが、それ以降の一般接種のワクチンの配分量や配分時期が決まっていないため、市町は接種計画を作成することができない。
- 感染拡大の予兆を早期に探知し、感染拡大を防止するためには、状況に応じて、戦略的なPCR検査を躊躇なく実施していく必要がある。
- 新型コロナウイルスへの対応が長期化する中、通常医療の縮小もあり、医療機関及び医療従事者や職員への負荷が大きくなっている。

1 新型コロナウイルス感染症対策

(2) 経済活動等の支援 ① 生活交通の維持確保のための支援

国への提案事項

1 地域公共交通確保維持改善事業の拡充

- 県民の日常生活に不可欠な公共交通の路線等の維持・確保を目的とした、地域公共交通確保維持改善事業(地域間幹線系統補助, 離島航路運営費等補助)における要件緩和の継続と, さらなる拡充を図ること。
 - ・ コロナ禍を踏まえ, 運行効率を求める調整項目(カット項目)の緩和による補助対象限度額の引き上げ
 - ・ 災害等に関する措置条項の適用による十分な補助金額の確保

2 交通事業者支援制度の創設

- 公共交通事業者は, 新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の大幅な減少により経営状況が悪化しており, 一度, 地域公共交通ネットワークが失われると, その復元を図ることは困難であるため, コロナ禍の影響が収束し, 需要が回復するまでの当面の間, 交通事業者に対し, 事業規模に応じた給付型の財政支援を講じること。

【提案先省庁: 国土交通省】

1 新型コロナウイルス感染症対策

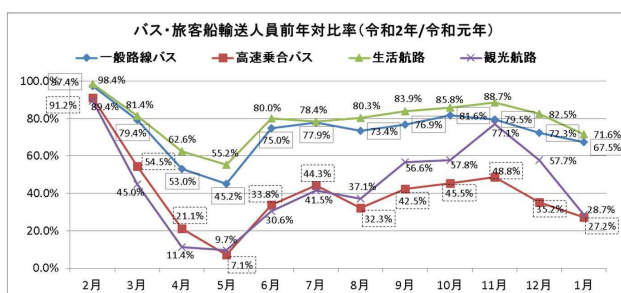
(2) 経済活動等の支援

① 生活交通の維持確保のための支援

現状/広島県の取組

【広島県の現状】

- 公共交通事業者については, 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための国の緊急事態宣言に伴う外出自粛要請などにより, 利用者数や収益が大きく落ち込んでおり, 昨年末からの感染再拡大に伴いさらに経営状況が悪化している。
- 公共交通事業者は日常生活や経済活動を支える「エッセンシャルワーカー」として, 三密回避に配慮しながら運行を継続していることから, 大幅な運行経費の削減ができないうえ, 感染防止に対する経費が増加しており, 地域の生活を支える路線の維持が困難となっている。



【広島県の対応状況】

	予算額	対応策
4月補正	22百万円	公共交通事業者に対するマスク購入支援
6月補正	42百万円	広域生活交通路線確保維持費補助金(県補助金)の補助要件緩和
6月	—	地域間幹線系統確保維持補助金(県協調分), 等について概算払い制度の創設
9月補正	38.5億円	運行継続支援金(給付型), 需要喚起・感染防止対策設備投資補助金の創設
2月補正	107百万円	地域間幹線系統確保維持補助金の要件緩和に伴う県協調分の増額
	13百万円	収益悪化を踏まえた生活航路維持確保補助金(単県)の増額

課題

- 現行の補助要件については, 次のとおり課題がある。
 - ・ バスについては, 一部運行効率化を求める調整項目(カット項目)について, 特例的な緩和措置が実施されたが, 新型コロナウイルス感染症の影響が収束していないことから, 引き続き緩和措置の継続及び拡充の必要がある。
 - ・ 離島航路については, 災害等に対応する措置条項があるものの, 国から適用について示されていない。
 - ・ 新しい生活様式の定着などにより, 感染拡大前ほどの公共交通の利用が見込めない恐れがあり, 公共交通事業者が安定的に継続していけるか懸念が大きい。

1 新型コロナウイルス感染症対策

(2) 経済活動等の支援 ② 国際線航空ネットワーク維持

国への提案事項

1 広島空港における検疫体制の充実・強化

- 地方空港の国際線の再開に当たっては、水際対策が重要となることから、空港における検疫体制の充実・強化を図ること。

2 航空会社等に支援を行っている自治体への財政措置

- 国際線航空ネットワークの維持や空港アクセス維持のため、航空会社やバス事業者等の関係事業者に対し、固定経費や運行経費等の支援を行っている自治体に対し、必要な財政措置を実施すること。

【提案先省庁：厚生労働省、国土交通省】

1 新型コロナウイルス感染症対策

(2) 経済活動等の支援 ② 国際線航空ネットワーク維持

広島県の取組

- 県は、新型コロナウイルスの感染拡大による旅客需要の激減等により、広島空港国際定期路線の維持が困難な状況となっていることを踏まえ、各路線を運航する航空会社や機内食製造業者に対して事務所賃貸料等の固定経費等への支援を行っている。また、空港アクセス維持のため、バス事業者に運行経費の支援を行っている。

令和2年3月下旬以降、広島空港の国際線は全路線運休中
《通常ダイヤ》
大連・北京5、上海7、台北7、香港4、バンコク3
※週当たりの往復便数(5路線26往復便数/週)

課題

- 国際線が回復する段階においては空港の検疫体制の強化が必須であるものの、地方空港における体制強化の道筋が全く示されていない。
- 新型コロナウイルス感染症の影響が、当初見込みより長引き、航空会社やバス事業者の財政状況は悪化しており、地方空港における国際定期路線や空港アクセスの維持がより困難となっている。

1 新型コロナウイルス感染症対策

(2) 経済活動等の支援 ③ 影響を受けた事業者に対する幅広い支援

国への提案事項

1 観光需要の継続的な回復に向けた取組の推進

- 新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案しながら、継続的な観光需要の回復に向けて、地域と十分に連携した上で、施策の効果が、特定の地域、業種、時期に偏ることが無いよう、バランスに配慮しながら、観光需要喚起の取組を推進すること。
- また、地方自治体や観光関連事業者が行う観光誘客に向けた自主的な取組への継続的な支援など、手厚い策を講じること。

2 飲食事業者をはじめとした幅広い事業者に関する支援

- 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金について、申請期間を延長するとともに、緊急事態宣言対象地域内の飲食店との取引等に係る要件を撤廃し、全ての都道府県の飲食店との取引等を対象とすること。
- 持続化給付金及び家賃支援給付金の再度の支給を行うこと。

3 事業規模に応じた支援制度の構築に関する支援

- 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、大きな影響を受ける地域の中堅・大企業の事業継続を支援するため、売上高、経常利益など、事業規模に応じた助成制度を設けること。

【提案先省庁：経済産業省、観光庁】

1 新型コロナウイルス感染症対策

(2) 経済活動等の支援

③ 影響を受けた事業者に対する幅広い支援

現状／広島県の取組

- 令和2年の本県の延べ宿泊者数は、5月の対前年比約8割減を底として、11月には対前年比で約2割減まで回復していたものの、新型コロナウイルス感染症の再拡大と緊急事態宣言の発出、延長等により、12月以降は再び大きく減少に転じている。

○ 令和2～3年度の事業者向け給付・支援金

○ 国の事業者支援の例

・持続化給付金(国)

申請期間：R2/5/1～R3/2/15

給付額：最大200万円

・一時支援金(国)

申請期間：R3/3/8～R3/5/31

支給額：最大60万円

・家賃支援給付金(国)

申請期間：R2/7/15～R3/2/15

給付額：最大600万円

※制度上、最大の給付・支援金額を記載している
(対象者区分により、最大金額は異なる。)

○ 広島県独自の事業者支援の例

・頑張る飲食店応援金(県)

申請期間：R3/2/15～3/19

支給額：1店舗あたり30万円

・頑張る飲食店納入事業者応援金(県)

申請期間：R3/3/15～5/14

支給額：1事業者あたり30万円

課題

- 宿泊、飲食、観光・レジャー、交通など、裾野の広い観光産業全体が、大きな打撃を受けており、更に、スキー場においては、グリーンシーズンを含めた通年での誘客に向けた取組といった、近年の暖冬・小雪傾向への対応も必要となっている。

このため、観光需要の回復を通じた幅広い観光関連事業者への支援が不可欠となっている。

- 緊急事態宣言対象地域はもとより、それ以外の地域においても、地域経済への甚大な影響が顕在化している。

このため、緊急事態宣言対象地域はもとより、それ以外の地域も含めた国による公平かつ十分な支援が不可欠。

- 需要の回復局面に至るまでの間、これまでの主に中小企業を対象とした支援に加え、地域経済を支え、雇用を守り、地域の中核となっている中堅企業や大企業に対する支援が必要不可欠。

1 新型コロナウイルス感染症対策

(2) 経済活動等の支援 ④ 国内の設備投資促進の強化

国への提案事項

国内生産拠点等への設備投資に対する支援強化，継続

(サプライチェーン対策等)

- 新型コロナ拡大により，設備投資を決定した企業の投資が停滞することによる景気後退局面の長期化が大いに憂慮されることから，「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」の予算措置など，企業の設備投資に対する支援を強化，継続すること。
- 各都道府県が実施する独自の設備投資への支援策に対して「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」に代わる新たな財源確保を行うなど，柔軟で弾力的な措置を講ずること。

【提案先省庁：経済産業省】

1 新型コロナウイルス感染症対策

(2) 経済活動等の支援 ④ 国内の設備投資促進の強化

現状／広島県の取組

- 補助金の予算額と希望額の乖離
・「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」については，予備費に加え，令和2年度第三次補正予算による追加措置が行われたものの，補助希望額(先行採択分を除き，約1兆7,640億円)と採択額(先行採択分を除き，約2,478億円)には未だ大きな乖離がある。
- 広島県の取組
・本県においても，企業の投資意欲が減退することが懸念されることなどから，令和2年度9月補正において，企業立地促進助成制度に「新型コロナウイルス感染症対策特別枠」を設けて，設備投資を行う企業への支援を強化したところである。

課題

- 補助金に採択されない場合等において，設備投資を決定した企業の投資が停滞することによる景気後退局面の長期化が大いに憂慮される。
- 新型コロナウイルス感染症拡大後では，諸外国においても国内回帰が進むことが想定されることから，外国企業の国内への投資については，より一層の国際競争が激化することが想定される。
- 令和3年度以降，地方での生産拠点整備に取り組む企業に対し，きめ細かな支援を行うため，各都道府県が実施する独自の工場等立地支援策に「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用ができない。
- 国内回帰の機運が高まっている今こそ，国内の生産能力の増強・高度化を図る好機と捉え，必要かつ十分な予算確保が必要である。

国の取組状況等

【サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金】(令和2年7月22日締切)

【サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金(2次公募)】(令和3年5月7日締切)

国内における生産拠点等の整備を進め，製品等の円滑な確保を図ることでサプライチェーンの分断リスクを低減し，我が国製造業等の滞りない稼働，強靱な経済構造の構築を目指す。

1 新型コロナウイルス感染症対策

(2) 経済活動等の支援 ⑤ 雇用対策の強化

国への提案事項

1 雇用の維持を図る事業者等に対する支援の継続と強化

- 雇用調整助成金等^(※)については、引き続き、支援を要する者に対して必要な情報が的確に届くよう、あらゆる手段を講じ制度を分かりやすく周知し、利用促進を図るとともに、特例措置の適用について、経済・雇用情勢等を十分踏まえ柔軟に対応すること。
- (※)雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
- 在籍型出向については、制度活用促進に向けて徹底した周知を行うとともに、出向元・出向先双方に対する助成について、中堅・大企業等についても中小企業並みに補助率を引上げること。

2 離職者に対する支援の強化

- 女性の就業割合の高い非正規雇用労働者の離職者が増加するなど雇用情勢の悪化が懸念される中、労働者の中長期的なキャリア形成も見据えて、基金の活用も含め、「緊急雇用創出事業」などの雇用の受け皿を確保するための対策を講じること。
- 人手が不足している分野や成長分野への労働力移動に向けて、離職者が新たなスキルを習得するための職業能力開発促進策やスキルを習得した人材と企業のマッチングの一層の拡充・強化を講じること。

3 新規学卒者等の就職に向けた支援の強化

- 再び就職氷河期世代を生み出すことがないように、新規学卒者等の採用維持に向け、経済界へ更なる要請を行うとともに、企業が採用抑制を行わないための支援策を講じること。

【提案先省庁：厚生労働省】

1 新型コロナウイルス感染症対策

- (2) 経済活動等の支援
- ⑤ 雇用対策の強化

現状／広島県の取組

- 雇用調整助成金の申請手続きに必要な費用を補助
 - 補助額：上限10万円（1事業者当たり、補助率10/10）
 - 期 間：令和2年6月9日～令和3年8月31日
 - 実 績：申請件数 3,171件、決定件数 3,082件（R3.4.15時点）
- 在籍型出向制度の活用促進のため、公益財団法人産業雇用安定センターと連携して、商工会議所の経営指導員を対象とした制度活用に関する情報を紹介したセミナーを開催し、センターによるマッチングにつながるよう周知を実施
- 新型コロナウイルス感染症に起因する県内の解雇等見込み労働者数は増加傾向

	R2.6.26	R2.7.31	R2.8.28	R2.9.25	R2.10.30	R2.11.27	R2.12.25	R3.1.29	R3.2.26	R3.3.26	R3.5.7
全国	28,173	41,391	49,467	60,923	69,130	74,055	79,522	84,773	90,185	98,163	103,000
対前月差	+11,450	+13,218	+8,076	+11,456	+8,207	+4,925	+5,467	+5,251	+5,412	+7,978	+4,837
広島県	691	1,079	1,178	1,220	1,572	1,647	1,858	2,035	2,173	3,053	3,155
対前月差	+281	+388	+99	+42	+352	+75	+211	+177	+138	+880	+102

出所：厚生労働省

- 県内大学等卒業予定者の内定率の推移

	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末
R3.3卒	61.4%	69.6%	76.2%	82.4%	87.5%	95.0%
R2.3卒	68.2%	76.6%	81.6%	87.2%	90.3%	96.2%
前年差(p)	▲ 6.8	▲ 7.0	▲ 5.4	▲ 4.8	▲ 2.8	▲ 1.2

出所：厚生労働省広島労働局

課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、休業手当を受け取れない非正規労働者等もいることから、雇用調整助成金等制度の更なる周知を図る必要があるとともに、特例措置の期間について柔軟に対応する必要がある。
- コロナ禍後の需要回復が見込める分野においては、在籍型出向を活用した雇用維持が将来の人材確保を考慮すると有効であるが、企業等への制度の周知と理解が不十分な状況にある。
- 県内における解雇・雇止めは、非正規雇用労働者の比率が高い宿泊業、飲食業、小売業に多いが、これらの業種の新規求人数が大幅に減少する中、離職者は同業種内で再就職することが困難な状況となり、業種・職種への転換が必要となるケースが増加する。
- R3.3卒等既卒未就業者の採用の促進のため、通年採用など就職機会の更なる拡大が必要である。
- R4.3卒の採用の促進のため企業が採用抑制を行わないための支援策が必要である。

1 新型コロナウイルス感染症対策

(2) 経済活動等の支援 ⑥ 資金繰り支援

国への提案事項

1 資金繰り支援の継続について

- 実質無利子・無担保融資については、政府系金融機関での取扱期間の延長や民間金融機関での申込み再開、同一金融機関における借換を可能とするなどの資金繰り支援を継続すること。

2 返済負担の軽減について

- 都道府県の制度融資を活用した民間金融機関の実質無利子・無担保融資について既貸資金の償還期間・据置期間・利子補給期間の延長や、返済猶予等も含めた、事業者の返済負担の軽減支援を継続的に行うこと。

3 県負担費用に対する支援について

- 都道府県の制度融資を活用した民間金融機関の実質無利子・無担保融資について信用保証に基づく代位弁済額の都道府県負担分や、預託原資調達に係る借入利息などの経費については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の対象とするなど、財政支援を行うこと。

【提案先省庁：中小企業庁】

1 新型コロナウイルス感染症対策

(2) 経済活動等の支援 ⑥ 資金繰り支援

現状／広島県の取組

【これまでの取組】5月4日時点

区分	件数	金額 (百万円)	備考
新型コロナウイルス 感染症対応資金	38,412	589,914	信用保証料1/2補助分を 含む
うち 実質無利子分	37,887	580,829	当初3年間実質無利子、 無担保、信用保証料なし

※件数・金額は、融資実行の前提となる信用保証協会の保証承諾実績

- 本県においては、令和2年5月1日から実質無利子・無担保融資制度の取扱いを開始。
- 当制度の融資限度額については、令和2年6月15日から(3,000万円⇒4,000万円)、令和3年2月1日から当制度の融資限度額の引き上げ(4,000万円⇒6,000万円)を実施。
- 令和3年2月26日から、同一金融機関が取り扱う場合に限りコロナ資金間の借換制限の緩和措置を実施。

課題

- 既に貸し付けられている資金について、同一金融機関における借換緩和がなされたところであるが、対応期間が令和3年3月末までとなっており、実質対応できる期間が1カ月程度と短期間で、制度の周知及び活用に十分な時間が取れていないため、既貸の借換については制度延長を要望する。
- 現状では、据置期間の変更など返済条件の変更については、実質無利子・無担保融資の対象とはなっておらず、金融機関や保証協会が柔軟な対応ができる制度になっていない。
- 実施無利子・無担保資金の実施にあたり、信用保証に基づく代位弁済に関する都道府県負担分や、預託原資調達に係る借入利息の増加が懸念される。

1 新型コロナウイルス感染症対策

(3) 教育機会の確保

国への提案事項

1 県立高等学校における教育環境の充実

- 高等学校における「一人1台PC端末」の保護者負担による導入に伴い、端末の購入が経済的に困難な世帯を対象として、地方自治体を実施する端末購入費用を給付する事業に対して、財政措置を講じること。
- 県立高等学校における空調設備の整備に要する経費(設置費・維持管理費)及びトイレの改修(洋式化等)に要する経費について、財政措置の充実等を図ること。

2 大学等に対する支援の継続等

- 経済的困窮を理由に修学を断念する学生が生じないよう、引き続き、高等教育の修学支援新制度を弾力的に運用するとともに、必要な財源措置を行うこと。
- 併せて、各大学が独自に行う授業料減免や学修環境の整備等に必要な財源措置を継続して行うこと。

【提案先省庁：総務省、文部科学省、文化庁】

1 新型コロナウイルス感染症対策

(3) 教育機会の確保

現状／広島県の取組

1 県立高等学校における教育環境の充実

- 県立高等学校において、保護者負担による生徒一人1台のPC端末を導入したことに伴い、端末の購入が経済的に困難な世帯に対して、端末購入費用を給付する事業を実施している。
- 猛暑時における生徒の安全面への配慮や、学習環境を整えるため、令和2年度、次のとおり県立高等学校への空調設備の整備を行った。
 - ・未設置校への新規整備(リース契約)
 - ・既設置校における維持費等の保護者負担を県負担に切替え※令和2年度については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した。
- 新型コロナウイルス感染症予防の観点から、県立高等学校のトイレの洋式化等を実施している。
 - ※令和2年度については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した。

2 大学等に対する支援の継続等

- 文部科学省調査(R2.12)では、中途退学者数は前年度から減少しており、令和2年度から始まった修学支援新制度など国の支援策による一定の効果は認められるものの、依然として、「経済的困窮」が中途退学の本来的理由となっている。
 - 《中退者数(経済的困窮を理由とする者の割合)》
 - R1:31,841人(17.3%)→R2:25,008人(18.0%)
- 県内大学では、国の修学支援新制度に加え、各大学が独自に授業料減免や支援金等の制度を設け、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて経済的に厳しい状況に置かれた学生に対する支援を行っている。
- また、R3年度前期授業の実施に当たっては、感染拡大防止の観点から、引き続き、対面とオンラインを組み合わせたハイブリット授業が中心となっている。

課題

1 県立高等学校における教育環境の充実

- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済状況の悪化により、PC端末購入費用の給付対象世帯の増加が想定されることから、給付事業の継続には、国の財政支援が不可欠である。
- 県立高等学校の空調設備について、設置に係るリース料や、維持管理に伴う光熱費等が、今後も継続的に必要となる。
 - また、トイレの改修についても、引き続き工事を実施し、洋式化率の更なる向上を図っていく必要がある(令和元年5月:4割程度→令和2年度末:6割程度)。
- 県立高等学校については、空調設置やトイレ改修を含む大規模改造を行う場合の国の交付金(学校施設環境改善交付金)の対象外となっている。また、地方交付税の単位費用の積算(道府県分の高等学校費)に、空調設備の光熱費が含まれていない。このため、小・中・特別支援学校と異なり、安定的な財源確保が困難な状況にある。

2 大学等に対する支援の継続等

- 従来の新型コロナウイルスより感染力が強いとされる新種変異株が令和3年1月に国内で初めて検出されるなど、全国的に感染拡大の終息が見えない中、令和4年度以降においても、新型コロナウイルスの影響により、世帯収入やアルバイト収入が減少し、経済的に厳しい状況に置かれる学生が生じることが想定されるため、学生に対する支援を継続して行う必要がある。
- 新型コロナウイルス感染防止対策やオンライン授業の実施、独自の授業料減免をはじめとする学生支援など、各大学の経費負担が増大しており、教育の質の確保と大学等の安定的な運営を確保するため、引き続き、財政支援が求められている。

1 新型コロナウイルス感染症対策

(4) 財政措置の確保・拡充等

国への提案事項

1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の継続等

- 新型コロナウイルス感染症に係る課題が収束するまでの間は、各都道府県が感染拡大の防止対策や経済・雇用情勢等に対して、引き続き迅速かつ的確に対応できるよう「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」など、地方団体において必要となる財源について積極的に財政措置を行うとともに、対象の拡充など柔軟で弾力的な運用を図ること。

2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等の継続等

- 令和4年度以降においても、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間は、各都道府県が感染拡大の防止対策や医療提供体制の確保対策に対して、引き続き迅速かつ的確に対応できるよう「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」など地方公共団体において必要となる財源について、積極的に財政措置を行うこと。

【提案先省庁：内閣府，総務省，財務省，厚生労働省】

1 新型コロナウイルス感染症対策

(4) 財政措置の確保・拡充等

現状／広島県の取組

- これまで、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」などを最大限活用することで累計2,855億円の緊急対応策を実施している。
- 加えて、国が創設した実質無利子・無担保融資の実施に伴い必要となる、信用保証に基づく代位弁済額について、債務負担行為(125.4億円)を設定している。
- 一方で、本県では平成30年7月豪雨災害への対応に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による県税収入の大幅な減少などにより、県政史上初めて財政調整基金を使い切るなど、非常に厳しい財政状況が続く見込である。
- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、感染防止対策や医療提供体制の整備を行うために、医療分では467億円余、介護・福祉分では146億円余が交付決定されている。
- 感染者を早期発見し感染拡大を防止するため実施している、県内6か所のPCRセンターにおける検査については、「感染症予防事業費等国庫負担金(国庫1/2補助)」を活用している。

課題

- 新型コロナウイルスの完全な封じ込めは未だ容易なものではなく、今後も、各都道府県において感染拡大の防止対策や経済・雇用情勢等に時機を逸することなく迅速かつ的確に対応する必要がある。
- また、信用保証に基づく代位弁済額については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の対象となっておらず、その他の財政措置も講じられていないため、県単独で対応する必要がある。
- 一方で、本県では非常に厳しい財政状況にあることから、県単独での十分な対策の実施は困難である。
- このため、今後も新型コロナウイルスに係る課題が収束するまでの間は、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」など地方団体において必要となる財源について、積極的な財政措置とともに、対象の拡充など柔軟で弾力的な運用が必要である。
- 今後も、都道府県が地域の感染防止対策や医療提供体制の整備について、的確かつ柔軟に対応していくためには、引き続き、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による財政措置が必要である。
- 緊急包括支援交付金については、使途が限定されており、PCR検査の試薬代など、喫緊の課題に対応するための経費の中でも対象となっていないものがある。また、医療機関の設備整備についても対象となる機器が限定されており、柔軟な運用が必要である。

2 地方創生の推進

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

概要

- 本県では、社会課題の解決と持続的な経済発展の実現を目指してDXを推進しており、県総合計画「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」(令和2年10月策定)においても、**DXの推進を全ての施策を貫く視点**の1つと位置付け、目指す姿の実現に向けて、一層取組を進めていくこととしている。
- 小さな単位で実践を繰り返し、その成功や失敗の経験を活かしながら目指す姿を実現していく「**たちまちDX**」の姿勢で、「**仕事・暮らしDX**」「**地域社会DX**」「**行政DX**」の3つの柱で推進するとともに、これらの基盤となる**人材育成とデータ利活用環境の整備**に取り組んでいる。
- 令和2年11月に設立した、産学金官で連携してDXを推進する活動体である**広島県DX推進コミュニティ**には、231者(令和3年5月7日現在)が参加しており、DXの基礎や先行事例を学ぶ勉強会や意見交換会、人材育成やデータ利活用など共通課題の研究を実施している。
- 県内23市町においても、DX推進体制が立ち上げられており、医療、教育、防災等の様々な分野で取組が進行している。
- また、令和3年度には、**DXの実装を進める具体的な取組を質的・量的に拡大**するため庁内の体制を強化し、建設、健康づくり、交通対策などの分野でDXを推進するとともに、県庁のデジタル化も加速していくこととしている。

2 地方創生の推進

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

国への提案事項

1 自治体に取り組むDXの推進

- 自治体組織のDXや地域社会のDXに積極的に取り組む団体を支援するとともに、こうした自治体と連携して自治体DXのモデルを構築し、横展開することにより、全国的な自治体DXの底上げを図ってはどうか(例:テレワークの推進に向けて、技術的、制度的、慣習的な課題について解決するためのガイドラインの策定、自治体DXの推進に必要な人材像やスキルセットの定義等)。
- 住民生活に直結する基幹系17業務に関して、国において新たに構築する共通クラウド「(仮称)Gov-Cloud」のシステムに、全ての自治体が令和7年度の期限までに確実に移行できるよう、早期に的確な情報提供を行うとともに、必要な技術的・財政的支援を実施すること。

【提案先省庁: 内閣官房, 総務省】

広島県の取組

- 各局において様々な分野でDXを推進中。
- DXの土台となる行政デジタル化に県職員が一丸となって取り組むため、「広島県行政DX推進宣言」を実施するとともに、「(仮称)広島県行政デジタル化推進アクションプラン」の策定に向け準備中。
- 県職員のテレワークやWeb会議の活用を推進(テレワーク実施率95.3%(R2年度)、三役との協議や幹部会議は原則Web会議)。
- 令和3年度から、県において情報職を新設・採用。
- 県と市町が共同で、情報人材の確保・育成の仕組みの構築に向けた研究を開始。
- 自治体DXに取り組む市町に対し、計画策定や事業化の支援を実施。

課題

- 各分野におけるDXを推進する上で土台となる行政のデジタル化が進んでいない。
- 市町においてはテレワークを実施するに当たり「必要な機器や執務環境の確保が難しい」、「機密性の高い情報を扱うためテレワークができない」、「勤務管理が難しい」ことなどが課題。
- 自治体DXの推進に必要な人材像、スキルセットの定義、所在の把握が課題。また、民間企業等との人材獲得競争に勝てる待遇の確保、キャリアパスの実現も課題。
- 「(仮称)Gov-Cloud」の活用も含む業務システムの更新に向けた対応に加え、地域住民の暮らし・仕事の質の向上に向けた地域DXの推進に対応するリソースが不足。

2 地方創生の推進

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

国への提案事項

2 企業等が取り組むDXの推進

- 企業等のDXを加速させるため、地域企業のDXの推進に取り組んでいる自治体を支援し、こうした自治体と連携して、DXの取組段階に応じて必要となる知識やスキルセットのガイドラインを策定してはどうか。また、企業を支援・指導できる人材や事業者の認定制度を導入してはどうか。
- 企業等に対してDXの理解醸成や取組支援を行う地方自治体に対し、人的・財政的支援を講じること。

【提案先省庁：内閣府，経済産業省】

広島県の取組

- 令和2年11月に創設した広島県DX推進コミュニティにおいて、DXの基礎の学習や取組事例の研究、デジタルツールやデータの利活用体験など取組段階に応じた活動や、それぞれの目指す将来像の共有、デジタル技術で実現する理想の暮らしや新サービスの構想などを実施。
- 県内企業等に対してDX取組実態調査を実施し、企業の取組段階に応じて必要な知識やスキルの内容・レベルや企業等におけるDXを推進する人材の確保・育成・活用の在り方を研究中。

課題

- 戦略的かつ継続的にDXを実践している企業もある一方で、DXの必要性を感じていない、あるいは必要性は感じているがまだ取り組めていない県内企業が7割以上を占めており、何から取り組めばよいかわからないといった企業が多い。
- 実証事業を行うなどデジタル投資を行うもののビジネス変革には至っていない。
- 企業等がDXを実践する際に、取組段階に応じて必要となる知識やスキルの内容・レベルの見極めや、それを適切に提供する講師や事業者の選定が難しい。

2 地方創生の推進

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

国への提案事項

3 「新たな日常」やSociety5.0時代に必要な情報通信基盤

- 「新たな日常」やSociety5.0時代に必要なブロードバンドサービスをユニバーサルサービスとすることを含め、情報通信インフラの確保に必要な制度整備等を行うこと。
- 通信事業者に対し、5Gサービスの早期提供及びサービス提供開始予定時期の公表を促すとともに、中山間地域や離島などが抱える地域課題解決のための施策等への活用が見込まれる地域については、優先してサービス提供が開始されるよう、必要な制度整備に対する支援を講じること。

【提案先省庁：内閣府，総務省】

広島県の取組

- 「新たな日常」やSociety5.0時代に必要な光ファイバの未整備地域や公設情報通信インフラの維持管理・更新が負担となっている地域に対し、整備費用の一部を支援。
- 総務省「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」における意見募集に対して意見提出(令和2年度)。

課題

- 公設インフラの維持管理・更新費用が自治体の財政を圧迫^{*}。維持管理・更新費用が高額であるため、民間事業者への譲渡も困難。
※ 通信基盤だけでなく、地上デジタル放送を視聴するためのケーブルテレビや共聴施設の維持管理・更新費用も自治体・地域の負担となっている。
- 医療、福祉、産業、交通などの地域課題解決に必要なとされる情報通信基盤である5Gのサービスについては、都市部のみならず中山間地域や離島における早期整備が必要。

2 地方創生の推進

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

国への提案事項

4 官民が良質なデータを活用できる環境の整備

- 住民や企業、自治体等に対する、データ利活用推進に必要な知見・技術を習得する研修やデータ利活用の意義・効果を理解する研修を一層充実すること。
- 住民や企業、自治体等が、安心して安全にデータを活用し、住民のニーズに合ったサービスの提供や新ビジネスの創出ができるよう、データを活用する際の安全性の確保やデータ管理に関する共通的なルールを示すとともに、地域の創意工夫を支援する環境整備を行うこと。
- データ流通・活用ルール等の検討にあたっては、検討状況を可能な限り公表するとともに、地域における取組も参考とすること。

【提案先省庁：内閣府，総務省，経済産業省他関係省庁】

広島県の取組

- デジタル技術及びデータを活用した地域課題と新サービスの創出を支える基盤として、分野や組織の壁を越えて地域内外の様々なデータが流通する仕組み(データ利活用環境)の構築に向けた調査研究を実施。
- デジタル技術を活用したインフラマネジメントを支える情報連携基盤や、効率的で利便性の高い地域交通体系の構築に向けたモビリティデータ連携基盤など分野ごとのデータ活用基盤構築を検討。
- 県及び市町におけるオープンデータを推進。

課題

- データリテラシーや、データを活用する習慣がなく、暮らしや仕事でデータを活用できていない。
- 保有情報をデータ化できていない、データ化できている場合でも活用できる状態で蓄積されていない。
- 連携する情報、安全性の確保、データ管理に関するルール、運用体制等の整理が必要。
- オープンデータの目的や利点に対する職員の理解が進まないため、オープンデータに向けた取組にリソースを割くことができない。

2 地方創生の推進

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

国への提案事項

5 地域におけるDX人材の確保・育成

- デジタル技術やデータ活用による課題解決やビジネス創出に精通した専門人材を確保・育成する際の経費に対する財政的支援など、地域におけるDX人材の確保に関する支援を拡充すること。
- DX人材の確保・育成に取り組む自治体や企業に対する支援を拡充すること。
- 先行して人材の確保・育成に取り組む自治体を支援し、こうした自治体と連携して地域におけるDX人材について人材像、必要なスキルセットを定義するとともに、認定制度を導入すること。
- 誰一人置き去りにされることのないDXの実現に向けて、地域において高齢者等に対してデジタル技術に対する苦手意識の解消に向けたセミナーの開催等の取組事例の共有や財政的支援を実施すること。

【提案先省庁：内閣府，総務省，経済産業省】

広島県の取組

- 令和3年度より、情報職を採用。【再掲】
- 広島県と市町が連携して情報職の人材確保・育成に係る研究会を立ち上げ、求める人材や確保の形態等について協議・検討。【再掲】
- 「広島県DX推進コミュニティ」において、県内企業・事業者等において求められる人材、現行の人材確保・育成施策を整理し、今後の人材確保・育成・活用の在り方を研究。【再掲】

課題

- デジタル技術を安全かつ円滑に導入・活用できる人材や、新たな製品・サービスの創出や異分野連携の核となる人材、規制・制度に関する専門知識を有する人材等が不足。
- 県民全体のデジタル技術やデータ活用の理解の底上げを図るとともに、地域においてDXを担う人材を育成することが必要。
- デジタル技術を活用したサービスをデジタル技術への苦手意識があることから活用が進まない。

2 地方創生の推進

(2) 人づくり革命の推進

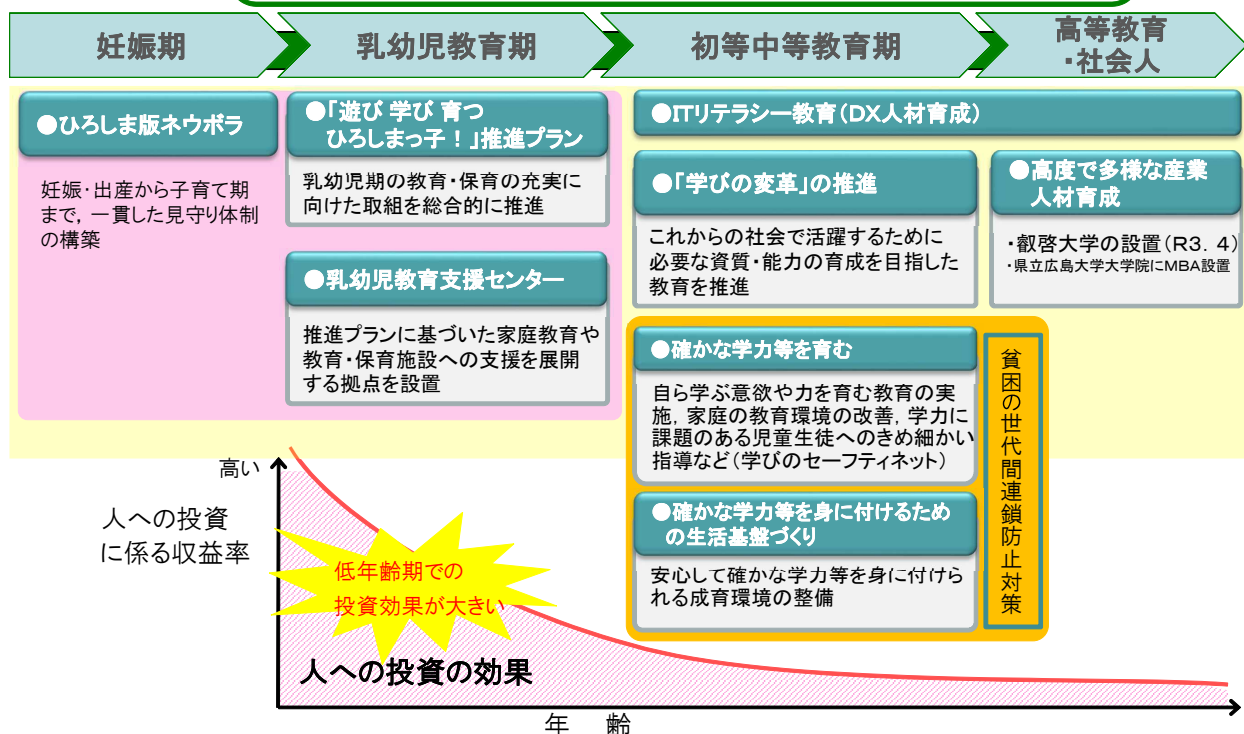
広島県の「人づくり」

- 日本が将来にわたり、更なる活力と競争力を創出していくためには、一人ひとりが持っている能力を最大限に開花させるとともに、未来を担う子供たちが次なる時代を切り拓く資質・能力を身につける環境を創り出していかなければならない。
- 特に、乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成や、小学校以降の教育の基盤を培う大変重要なものであるため、「安心して預けられる受け皿の確保」「乳幼児期の教育・保育の質の向上」を図る必要がある。
- 更に、人的投資の中でも、就学前教育や初等教育などライフサイクルの早い時期における教育投資ほど効果が大きいという研究がある。
- こうした中、本県では、乳幼児期から大学・社会人までを見据え、「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材」を育成すべき人材として掲げ、一貫した取組を推進している。
- また、全ての子供たちが家庭の経済的事情にかかわらず、その能力と可能性を最大限高めることができるよう、学びのセーフティネットの構築や、確かな学力等を身に付けるための生活基盤づくりを地域社会で支える仕組みの整備などの推進により、貧困の世代間連鎖を断ち切ることが必要である。
- こうした認識に立ち、国においては、地方と連携して、人づくりに係る施策を力強く押し進めていただきたい。

2 地方創生の推進 (2) 人づくり革命の推進

広島県の施策体系

乳幼児期から社会人まで一貫した人材育成



国への提案事項

1 妊娠期から子育て期までの切れ目のないサポート体制の構築

(1) ひろしま版ネウボラ構築の推進

- 全ての子育て家庭との面談や、医療機関、幼稚園・保育所等関係機関との連携などにより、課題やリスクを確実に把握し、早期に適切な支援に結び付ける仕組みを構築するために更なる財政措置の拡充を図ること。

(2) 子供の予防的支援の推進

- 市町における子供の育ちに関する様々な情報を活用し、虐待や不登校などのAIを活用したリスク予測を行うことにより、支援を要する子供の早期発見や早期支援につながる仕組みの構築が行われるよう財政措置の拡充を図ること。
- AIを活用したリスク予測を行う際に、課税情報が活用できるよう法整備等の検討を行うこと。
- 国が子供の貧困対策に係るデータベース化を進めるに当たっては、本県のように同様の取組を先行して実施している自治体の取組を踏まえ、それぞれの取組がより効果的なものとなるよう、実態把握及び事前調整を十分に行うとともに、必要な環境整備を行うこと。

国への提案事項

2 幼児教育・初等中等教育に係る質的向上と量的拡大

(1) 保育士等の確保

- 働く女性の増加による保育ニーズの増加に対応するため、保育士等を安定的に確保できるよう、平均給与が全産業平均レベルになるよう更なる処遇改善を実施すること。

(2) 児童・生徒と向き合う時間の確保

- 児童生徒が必要な学力を身に付けるためには、充実した指導を行える時間を確保することが必要であることから、教職員定数の拡充や教職員をサポートする職員の配置等の充実を図ること。

3 学びのセーフティネットの構築

- 家庭の経済状況や児童生徒の学力、個々の発達特性や興味・関心等に応じた適切な支援を切れ目なく行うため、次のような取組に対する支援を拡充すること。
 - ・ 小学校低学年からの学習のつまずきの解消を図る取組や、「個別最適な学び」の推進に向けた学校における学習環境の整備
 - ・ 経済的に困難な状況にある家庭への就学援助等の更なる充実による教育費負担の軽減
 - ・ 学校を核として地域の力を最大限に活用できる仕組みづくりを一層推進するなど、地域における子供たちの教育環境等の整備

国への提案事項

4 大学・短大における単位互換制度の運用の弾力化

- 文理を問わず、県内全ての学生によるデジタルリテラシーの修得を促進する観点から、デジタル分野に係る単位互換制度の運用を弾力化すること。
- 具体的には、他大学の授業科目が、自大学の自由科目の特定の科目群の範囲内とみなせる程度の同等性がある場合には、内容・水準について、一対一の対応関係が無くても単位認定を可能とする。

	必修科目	選択科目	自由科目	
【現行】	・他大学の授業科目と自大学の授業科目の間に、内容・水準等について一対一の対応関係がある場合に限り認定	・他大学の授業科目が、自大学の選択科目の特定の科目群の範囲内とみなせる程度の同等性がある場合には、内容・水準等について一対一の対応関係が無くても認定	・他大学の授業科目が、自大学の自由科目の特定の科目群の範囲内とみなせる程度の同等性がある場合には、内容・水準等について一対一の対応関係が無くても認定	・自大学の授業科目と内容・水準について一対一の対応関係が無くても認定
【提案】	(デジタル分野に限り) ・他大学の授業科目が、自大学の特定の科目群の範囲内とみなせる程度の同等性がある場合には、内容・水準等について一対一の対応関係が無くても認定		同上	同上

【提案先省庁：内閣府，総務省，文部科学省，厚生労働省】

現状／広島県の取組

【ひろしま版ネウボラ構築の推進】

- 子育て家庭の安心感を醸成するため、市町のネウボラ拠点による定期的で完全な全数把握と、専門職を核とした関係機関等との連携により、全ての子育て家庭の状況を漏れなく・切れ目なく把握し、それぞれの状態に応じた適切な支援サービスにつなげ、子育て家庭の不安が解消するまで見守り・支援する仕組みである「ひろしま版ネウボラ」の構築を推進している。
- 現在、県内13市町において、「ひろしま版ネウボラ」に基づいた取り組みを実施しており、R4年度からは、さらに3市町追加し、計16市町において実施予定。将来的に全23市町への展開を目指している。

【子供の予防的支援の推進】

- ネウボラを含めた子供の育ちに関する様々な情報をもとにAIを活用してリスクを予測し、予測結果を参考にして支援の必要性の判断を行うことで、最適な予防的支援を継続的に届ける仕組みの構築をモデル4市町において推進している。

課題

【ひろしま版ネウボラ構築の推進】

- 「ひろしま版ネウボラ」の取り組みを県内全市町へ展開するための体制確保を行うに当たっては、既存の交付金等の制度では不十分である。

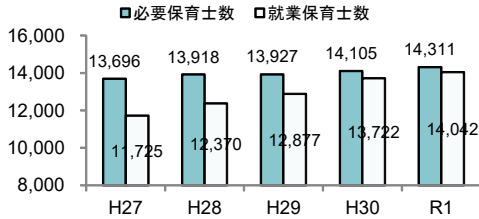
【子供の予防的支援の推進】

- 市町の保有している情報を部局横断的に活用し、虐待、長期欠席、問題行動など様々なリスクのある子供及び家庭の早期発見、早期支援を行うためには、家庭訪問などを行う専門人材の確保、AIの開発、複数の既存システムの連携などの財源が必要となる。
- 子供の育ちに関するリスクは、家庭の経済的困窮が要因であるケースが多いため、AIのリスク予測の精度向上には課税情報を目的外利用する必要がある。
- 国が子供の貧困対策に係るデータベース化を進めようとしているが、先行して同様の取組を実施している自治体に新たにシステム改修等の負担が生じる恐れがある。

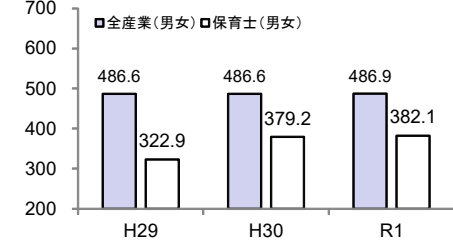
現状／広島県の取組

- 働く女性の増加により保育ニーズが急増し、深刻な保育士不足が生じている。(有効求人倍率は令和2年11月時点で全国第14位)
- 保育士の給与は改善されているが、依然として全産業平均よりも低額となっている。

<保育士の不足状況(広島県・推計)>



<平均年収の状況(広島県)>



課題

- 働く女性の増加により、1・2歳児を中心に保育施設への入所の増加が見込まれ、保育士がさらに必要となる。
- 給与が低額なことにより、保育士への就業が進んでいない。
- 県単独で様々な施策に取り組んでいるが必要保育士数を確保するのは難しい。

現状／広島県の取組

- 国のAI戦略2019
「リテラシーレベル」として、文理を問わず、全ての大学・高専生(約50万人卒/年)が、課程にて初級レベルの数理・データサイエンス・AIを習得することとされている。
- 本県の取組の方向性
魅力ある高等教育環境の構築に向けて、遠隔講義システムの導入を通じた県内大学のネットワーク化を進め、文理を問わず、県内どこの大学においても、思考・判断の基盤となるデジタルリテラシーを身に付けることができる環境を整備する。

【参考】安心・誇り・挑戦ひろしまビジョン(R3~12年度)

《10年後の目指す姿》

各学校段階において、インターネットやデジタル機器・技術に関する知識や利活用する能力等が育成されるなど、日本で最高レベルのデジタルリテラシーを身に付けることのできる教育が実現しています。

課題

- デジタル分野の教員不足
全国の大学により構成される「数理・データサイエンス教育強化拠点コンソーシアム」が全国の大学・大学院を対象に実施した調査によると、数理教育については約50%の大学、データサイエンス・AI教育については約60%の大学で教員が不足している。
- 現行の単位互換制度における制約
単位互換の単位認定基準について、必修や選択等の科目区分に応じ、自大学の授業科目の内容・水準等との一対一の対応関係や特定の科目群との同等性が必要とされており、大学間の単位互換の促進に支障を来している。

【関係法令】

- 大学設置基準第19条第1項
- 令和元年8月13日付文科高第328号別添3「単位互換制度の運用に係る基本的な考え方」

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化 ① カーボンサイクル技術に係る実証研究拠点整備の加速

国への提案事項

1 大崎上島の実証研究拠点への革新的・先導的取組の集中

- 大崎上島におけるカーボンサイクル技術に係る実証研究の取組を、2050年に向けた長期的国家プロジェクトとして位置づけ、カーボンサイクル技術に係る革新的、先導的な取組を集中させること。また、IGCCとカーボンサイクル技術を組み合わせ、ネットゼロカーボン火力発電技術の開発を推進すること。

2 拠点機能の継続的な維持・強化

- カーボンサイクル技術に係る実証研究を行う者が、大崎クールジェンから供給される高純度のCO₂を、継続的に安価で活用できる仕組みを構築すること。
- 国の関連研究開発事業において、当該拠点での取組や拠点のCO₂を活用するなど関連する取組に対する優先枠、補助率等の優遇制度を設けること。
- 国際的拠点となるために必要な生活・研究環境の充実に、地方公共団体が取り組む場合、インフラ整備等に係る財政措置(初期費用、運用、維持経費含む。)を講じること。

3 CO₂削減に寄与する製品の市場創出

- カーボンサイクル技術の社会実装やカーボンサイクル製品の普及を加速するため、民間企業が開発に取り組むインセンティブとして、公共調達などのCO₂削減に寄与する製品の需要喚起策や海外展開の支援などの環境整備を進めること。

【提案先省庁：経済産業省】

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化

① カーボンサイクル技術に係る実証研究拠点整備の加速

広島県は、国の取組と連携し、カーボンニュートラルのショーケース化を目指します

現状／広島県の取組

- 各国がカーボンニュートラル実現に向け動き出す中、我が国においても、昨年、菅首相が2050年のカーボンニュートラル実現を宣言、作成したグリーン成長戦略において、重点分野の一つとしてカーボンサイクル技術があげられた。
- 国は、「大崎上島をカーボンサイクル技術に係る実証研究の拠点として整備」と表明し、令和2年度からNEDOを通じ整備事業を開始した。
- 広島県は、この取組と連携しながら、関連企業や研究者等の集積を図り、地域経済の振興を図るため、公共調達などの制度活用を検討しつつ、関係者による協議会を設立するとともに、推進構想を作成することとしている。

課題

- 温暖化対策と産業振興、エネルギーの安定供給を同時に解決する必要があること。
- 難易度の高い技術開発・実用化を短期間で実現するためには、資金、人材等を集中し取り組む必要があること。
- 国が進める大崎上島拠点化のイメージが明確にならず、整備方法や運営方針等を地元を含む関係者で共有する必要があること。
- 大崎上島の拠点化や実証研究のためには、大崎クールジェンで分離・回収されるCO₂が前提となるが、現状では大崎クールジェンプロジェクトが2022年度で終了した後の稼働計画が未定であること。
- 欧米を始めとする世界中で関連投資が増額されている中、我が国の競争力を高めるためには、政府投資の継続に加え、民間投資の促進が必要であること。

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化 ② Well-to-Wheel評価による取組の加速

国への提案事項

1 カーボンニュートラル実現に向けた自動車産業の取組の加速について

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、運輸部門においては、Well-to-Wheel Zero Emission 達成のための多様なアプローチによる取組が必要であることから、モビリティの電動化の拡大だけでなく、中長期的に大半を占めると予想される内燃機関の一層の高効率化及び低炭素化の有力手段の一つである、藻類由来のバイオディーゼル燃料等の技術開発について、引き続き支援すること。
- なお、運輸部門におけるグリーンイノベーションの推進に当たっては、国内産業の競争力強化を図る観点から、わが国に優位性のあるクリーンディーゼルの技術が2050年カーボンニュートラルに貢献できる技術の一つである点を十分考慮すること。
- カーボンニュートラル実現に向けては、内燃機関の一層の高効率化と電動化の推進の両立が必要であることから、電動化推進のための生産拠点・設備整備、技術開発、人材の育成・確保や、地元サプライヤー等の事業の高度化や事業転換・事業再構築など企業活動の継続強化に向けた投資や企業間連携・再編等に向けた支援を充実すること。
- 今後の産業活動に必要な、グリーン燃料の実用化に対する支援やカーボンニュートラルな電力の安価で安定的な供給に向けた対策を講ずること。

2 車体課税の見直しについて

- 車体課税については、地方における安定的な財源の確保を前提として、コロナ禍による市場への影響に配慮するとともに、Well-to-Wheelによる環境性能の客観的評価を基準とした公平・公正な税制となるよう、必要な対策を講ずること。

【提案先省庁：経済産業省、国土交通省】

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化

② Well-to-Wheel評価による取組の加速

現状と課題

- 「電気自動車がCO2を全く排出しない究極のエコ車」「電動化＝エコ」や「CO2を排出する内燃機関車は近く消滅する」などの認識もあるが、CO2排出については、Well-to-Wheelサイクルで客観的かつ公正に評価する必要がある。
- Well-to-WheelでのCO2排出量における電気自動車の優位性は各国の電源構成によって大きく異なり、国ごとにベストな対応を行う必要がある。
- また、電気自動車の本格的な普及には、「電池性能の向上」「充電インフラの普及」「充電時間の短縮」「低価格化」など多くのハードルがある。
- このことから、国際エネルギー機関(IEA)は2030年時点での電気自動車のシェアを8%、内燃機関の利用シェアを約9割と予測しており、地球温暖化対策の全体最適化を図る観点からは、内燃機関の高度化や電動化の推進、燃料のエコ化を進める必要がある。
- なお、車体課税においても、ユーザーにとって車両の環境性能の評価は客観的・公正に行われる必要があり、そのためには、Well-to-Wheelの観点が重要である。

国の取組状況等

【成長戦略 実行計画】

- 2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す。

【2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略】

- 成長が期待される14分野で課題と対応、工程表を策定
《自動車・蓄電池産業》
 - ✓ 遅くとも2030年代半ばまでに、乗用車新車販売で電動車(ハイブリッド車含む)100%を実現へ。商用車についても2021年夏までに検討を進める。
 - ✓ この10年間は電気自動車の導入を強力に進め、電池をはじめ、世界をリードする産業サプライチェーンとモビリティ社会を構築。

【令和3年度与党税制改正大綱】

- 燃費性能がより優れた自動車の普及を促進する観点から、新燃費基準(Well-to-Wheel評価)の達成度に応じて減免する仕組みに切り替え。
- クリーンディーゼル車については、2年間の激変緩和措置を講じた上で、エコカー減税等の免税対象から除外。
- 自動車関係諸税については、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化 ③ DMOによる観光地経営の推進

国への提案事項

新型コロナウイルス感染症による環境変化に対応し、旅行需要を早期に回復させるため、観光地経営を担うDMOの果たすべき役割は極めて重要であり、その役割に相応する財政的基盤の強化は急務である。このため、

1 国際観光旅客税について、新型コロナウイルス感染症の影響により、税収が落ち込んでいるが、今後、一定の税収が確保された後は、観光地経営を実際に行っているDMOを含む地方の観光振興施策に、自由度の高い財源として充当されるよう、税収の一定割合を継続的に地方に配分すること

2 広域連携DMOが、将来にわたり安定的かつ継続的な運営を行っていくことができるよう、法的枠組みを整備すること

- 具体的には、複数の自治体にまたがる海外DMOで取り入れられている、TID制度を参考に、地域再生エリアマネジメント負担金制度において、次の点を踏まえて制度改正を行うこと
 - ・ 地域来訪者等利便増進活動計画(以下「活動計画」)の認定、受益者からの負担金の徴収及び活動主体への交付等の事務について、活動エリアが自治体の区域をまたがる場合には、地域の実情に応じて都道府県又は地方公共団体の組合が行えるよう制度を拡充
 - ・ 5年を超える長期的な施策展開にも制度を活用できるよう、更新手続きを規定

【提案先省庁：内閣府、観光庁】

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化

③ DMOによる観光地経営の推進

現状

- 国においては、世界水準のDMOの形成・育成に取り組んでおり、DMO^(※1)を核とする観光・ブランドづくりを推進

※1：日本版DMO：174法人、日本版DMO候補法人：112法人が登録を受けている。(2021年1月7日現在)

- (一社)せとうち観光推進機構や(一社)山陰インバウンド機構等の広域連携DMOが、自治体や観光関連事業者等と連携した取組を推進した結果、2019年のエリア内の外国人延べ宿泊者数は、過去最高を更新した(2020年は新型コロナウイルス感染症の影響により激減している)。

◆広域連携DMOが事業を取り組むエリアの外国人延べ宿泊者数の推移

広域連携DMO名	対象エリア	外国人延べ宿泊者数(人)		前年比(%)
		2019年	2020年(速報値)	
(一社)せとうち観光推進機構	兵庫・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛	4,401,650	601,960	13.7%
(一社)山陰インバウンド機構	鳥取・島根	288,690	45,410	15.7%
【参考】全国数値	47都道府県	115,656,350	18,030,570	15.6%

(出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」)

- 「国際観光旅客税」の徴収が開始(2019年1月)され、2021年度は約261億円の予算が充当されている。DMOへの支援やDMOを核とする施策は、「観光地域づくり法人の改革」として、外部専門人材の登用やDMOの人材育成、安定財源の確保に向けた関係者との合意形成に対する支援に充当(2021年度予算5.4億円)されている。
- 国において、有識者から成る「世界水準のDMOのあり方に関する検討会」を設置し、中間とりまとめを公表(2019年3月)。とりまとめ等を踏まえ、DMOの登録制度の見直しに着手し、ガイドラインを公表したが^(※2)、広域連携DMOの実情を考慮したものではない。

※2：ガイドラインでは、財源について、「条例による特定財源の確保を目指すことが望ましい」とし、特定財源として地方税(宿泊税、入湯税等)、負担金を挙げているが、活動エリアが複数の都道府県をまたがる広域連携DMOでは、条例化に対する意思決定や調整などの手続きが煩雑になり、現実的ではない。
また、地域づくりのための持続的な財源を確保する海外の取組として、税・負担金方式を挙げ、「観光地づくりのための安定的な財源を創出する上では有効な取組と考えられる」とTID制度の活用を示唆しているものと考えられるが、活動エリアが自治体の区域をまたがるDMOの場合は、現行の法制度(地域再生エリアマネジメント負担金制度)の下では、非常に困難。

関係法令の施行

- 国際観光旅客税法が成立し、2019年1月7日から国際観光旅客税の徴収(※4)を開始

※4:日本から出国する旅客(国際観光旅客等)から徴収(出国1回につき1,000円)。2021年度は約261億円を予算計上。

◆ 国際観光旅客税法(2019年1月7日施行)

次の3つの分野に国際観光旅客税の徴収を充当。

- ① ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備
- ② 我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化
- ③ 地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度の向上

- 地域再生法が一部改正され、地域再生エリアマネジメント負担金制度を創設

◆ 地域再生エリアマネジメント負担金制度(2018年6月1日施行)

- ① 市町村が、地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を受益者から徴収。
- ② 受益者から徴収した費用を、市町村がエリアマネジメント団体に交付。
- ③ エリアマネジメント団体が活動を実施。

(注)海外のDMOは、安定的・継続的な運営を行うために、BID制度を活用したTID制度(※5)の分担金を徴収し、観光地経営を実施。

※5:先進DMOが多くある米国では157地区で制度を導入し、観光地経営を行っている。

BID: Business Improvement District

主に商業地区において地区内の事業者等が組織や資金調達等について定め、地区の発展を目指して必要な事業を行う仕組み

TID: Tourism Improvement District 観光産業改善地区

DMOを初めとする事業者(TID団体)が観光地経営を行うために、エリア内の宿泊事業者の合意の下、宿泊収入から一定割合の賦課金を徴収する制度

課題

● DMOが安定的・継続的な運営を行う上での課題

- ① 広域連携DMO, 地域連携DMOには安定的な自主財源を確保するための法的枠組みがない。
- ② 事業費は、構成する自治体からの負担金や国費に依存しており、安定した財源の確保が必要。
- ③ DMOが対象となる国の支援事業やメニューの数は増加しているものの、多言語表記やトイレ整備等、市区町村エリアでの受入環境整備など、活動エリアが複数都道府県にまたがる広域連携DMOには馴染まないものが多く、広域DMOに求められる役割と国の支援制度にミスマッチがある。
- ④ 構成する民間企業及び行政によるガバナンスは確保されているが、構成員以外はフリーライダーとなる可能性がある。

● 国際観光旅客税の用途についての課題

- ① 国際観光旅客税の大半は、2021年度においても前年度と同様に国主導の取組(出入国・通関等の環境整備, JNTOによる情報発信, 国立公園の環境整備等)に充当されており、観光地経営を実際に担っているDMOへの支援やDMOを核とする施策に充当されているものはごく一部に留まる。
- ② その内容も、人材育成支援といった側面支援的なものや、地方運輸局が実施主体でありDMOの自由度が低いものとなっており、観光地経営を実際に担うDMOの創意工夫を十分に生かせるのとなっていない。

● DMOが地域再生エリアマネジメント負担金制度を活用する上での課題

- ① 市町村域及び県域をまたがるエリアをマネジメントするDMOが本制度を活用する場合、活動計画の認定・負担金条例の制定等に係る意思決定について、活動エリア内の市町村ごとに議会の議決を得る必要があるなど、制度を運用するための手続きが煩雑になり、実務上活用が困難である。
- ② 計画期間が5年を超えないものに限るため、5年を超える長期的な施策展開への活用ができない。

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化 ④ 生産性の高い持続可能な農業の実現

国への提案事項

意欲のある担い手による規模拡大や新たな担い手の農業参入が進み、若い世代にとって魅力のある農業の実現に向けた施策を講じること。

1 地域の核となる担い手の経営力向上に向けた支援策の充実・強化

- 農業経営相談所が農業者に対して行う土業等の専門家派遣については、発展意欲のある農業者の経営課題の解決や企業経営への転換を推進するため、**上限交付額の撤廃など制度の充実**を図ること。

2 農業基盤の整備に必要となる農業農村整備関係予算の確保

- 収益性が高い園芸作物の生産拡大と生産性の向上、さらにはスマート農業技術の活用が可能となる農地の整備に必要となる、**農業農村整備関係予算(公共・非公共)を確保**すること。

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化
④ 生産性の高い持続可能な農業の実現

国への提案事項

3 農地中間管理事業に係る農業生産性向上の評価の見直し

- 本事業は、農地の集積・集約化のみではなく、水田の畑地化等による高収益品目への転換に大きく貢献しているため、事業評価に当たっては、**農業生産性の向上を加味した新たな評価指標を設定**し、事業効果を適正に評価することにより、**必要な予算を継続的に確保**すること。

4 肉用牛肥育経営安定交付金制度の見直し

- 肉用牛肥育経営の持続的な経営の確立のため、枝肉価格の急激な低下などにより負担金が大幅に変動したり、生産者積立金が不足しないよう、経営の基礎となる**肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)のセーフティネット機能が、万全に発揮できる制度見直しを講じ**ること。

【提案先省庁：財務省，農林水産省】

現状/広島県の取組

- 発展意欲のある農業者の企業経営への転換を推進し、企業経営体が地域農業を牽引する構造の実現を目指している。
- 農林水産省が実施している「農業経営者サポート事業」等の専門家派遣を活用することにより、次のような効果が得られている。

▶ 家族労働中心の農業者（Ⅰ層）

常時雇用者を導入した経営（以下、「雇用労働型経営」という。）へ転換を推進するため、土業等の専門家と連携し、将来の経営ビジョンの作成やその実現に向けた個別課題の解決を支援

➡ **常時雇用者の確保・定着に向けた就業規則の整備や法人設立する農業者が増加**

▶ 企業経営を目指す農業者（Ⅲ層）

経営コンサルタント等の協力を得ながら人事管理や予算管理などの仕組みづくりを推進

➡ **農場長の育成などに取り組みながら、企業経営へ発展しようとする農業者が増加**

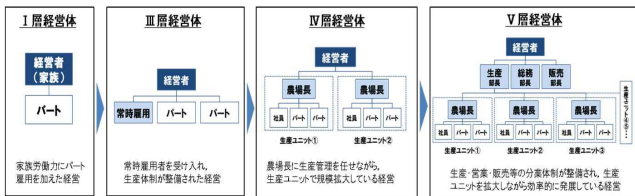
2 地方創生の推進

- (3) 地方の産業競争力の強化
- (4) 生産性の高い持続可能な農業の実現

課題

- 家族労働力が中心である農業者が雇用労働型経営への発展を進めるためには、経営ビジョンの作成等を通じ目指す姿を描くとともに、その実現に向けた経営課題を明確にする必要がある。
- 雇用労働型経営等への転換に当たっては、雇用人材の定着・育成に向けた労務・人事管理、生産性向上に向けた生産工程管理、また、農業経営の法人化などの課題解決を図るため、土業等の専門家による重点的な指導が不可欠である。
- この支援策として、農林水産省は、農業経営者サポート事業を実施しているが、令和3年度において上限交付額(10万円/経営体)が設定されるなど、課題解決に向け十分な支援が行える体制が構築されていない。

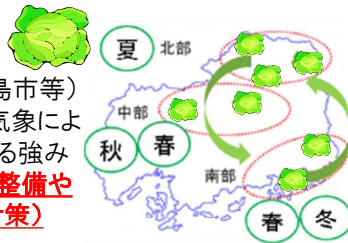
経営発展のプロセス



現状/広島県の取組

- 担い手が収益性の高い園芸品目を安定して生産し、規模の拡大へつなげることができるよう、**農業基盤の整備**に取り組んでいる。

【取組の例① キャベツ】



- 安定した消費地(広島市等)を抱え、また、多様な気象により周年生産が可能となる強みを生かし、**園芸団地の整備や水田の畑地化(排水対策)**に取り組んでいる。

【取組の例② レモン】

- 日本一の生産量で、皮まで食べられる安心感と、菓子類や飲料など幅広い需要を生かし、**機械導入により効率的な生産が可能となるよう樹園地の整備**を進め、生産規模の拡大を図っている。



2 地方創生の推進

- (3) 地方の産業競争力の強化
- (4) 生産性の高い持続可能な農業の実現

課題

- 生産品目の「**品質と収量の確保**」と「**生産経費の削減**」を実現できる**農地**を担い手へ集積することが重要。
- 広島県の農地は、狭小の区画の農地の割合が多く、また、園芸品目の栽培に適した農地が少ないことから、引き続き、必要となる**農地整備などを行う必要**がある。



◀ 園芸団地の整備 (区画整理, かんがい排水等) ▶



◀ 水田の畑地化 (暗渠排水, 明渠等) ▶



◀ 生産性の高い樹園地の整備 (区画整理, 客土, 園内道整備等) ▶

2 地方創生の推進

- (3) 地方の産業競争力の強化
- ④ 生産性の高い持続可能な農業の実現

現状/広島県の取組

- 国全体の農地集積目標「担い手に全農地の8割」を達成するため、本県における担い手が利用する農用地の面積目標を、次のとおり設定している。

	令和5年度
耕地面積(①)	56,900ha
うち担い手が利用する面積(②)	26,174ha
担い手への集積率(②/①)	46%

- 中山間地域が約7割を占める本県においては、農地の面的な集積が困難であり、傾斜地では経営の効率化につながらないため、土地生産性の高い園芸品目の導入による経営力の高い担い手の育成を進めている。
- 担い手が農地の借受を希望する地域において、農地所有者の意向確認や貸付可能農地のマッピングを行い、地域で話し合いを進め、優良農地を確保する取組を進めている。
- 農業を産業として自立できる力強い生産構造へ転換していくため、担い手による生産額の割合が8割以上となる生産構造の構築を目指す。

課題

- 担い手への農地集積は進んでいるものの、目標との乖離が大きい。

H25 R元 R2(計画)
 (目標) 11,200ha > 20,300ha > 22,000ha
 (実績) 10,586ha > 13,152ha
 (R元目標との乖離▲7,148ha)

- 一方で、農地中間管理機構から担い手に転貸された農地において、収益性の高い園芸品目の生産拡大が進んでいる。

機構による貸付面積	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計	
目標 (ha)	600	1,200	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	8,800	
実績	面積(ha)	380	1,187	978	940	735	406	552	5,178
	筆数	2,985	8,947	6,181	6,641	5,445	2,791	3,928	36,918
うち園芸品目(ha)	面積	1	30	39	53	75	52	80	330
	割合	0.1%	2.5%	4.0%	5.7%	10.2%	12.7%	14.5%	6.4%

- 担い手への農地集積の成果を適正に評価するためには、園芸品目の生産による生産性の向上を指標として設定する必要がある。

10a当たりの生産性の比較(H30農業経営統計調査)
 水田30千円に対し、 野菜 183千円 (6.1倍)
 果樹 193千円 (6.4倍)
 花き 271千円 (9.1倍)

現状/広島県の取組

- 本県では、標準的販売価格が急激に低下したため、令和2年4月から交付金単価が大幅に上昇し、令和2年度の生産者負担金が、昨年度の1万2千円/頭から6万円/頭(肉専用種)と高額となった。
- また、令和2年5月に生産者負担金の積立額が不足し、交付金は国庫分のみの交付となっている。
- 本県では、運転資金の調達に苦慮し収益の悪化が懸念される肥育経営体に対し、融資期間の延長や利子補給により融資条件の緩和を措置した。
- 併せて、和牛肉が家庭などで消費され、滞留せず、安定出荷されるよう、国庫を活用した学校給食の取組や、インターネット販売の推進などに取り組み、需要を喚起している。

県内和牛飼養頭数と牛マルキン登録生産者の飼養頭数(R2)

県内和牛飼養頭数	牛マルキンに係る飼養頭数	割合
6,234頭	5,561頭	89.2%

飼養頭数は、令和2年2月1日現在の牛トレサデータより。

令和2年の交付金の交付状況(広島県の肉専用種) 単位:円/頭

1月	2月	3月	4月	5月※	6月※	7月※	8月※	9月※	10月※	11月	12月
50,829	44,248	176,836	247,123	188,283	173,079	113,867	124,741	95,891	40,391	-	-

※5月以降は、生産者積立金が枯渇し、交付金は国庫分のみ。

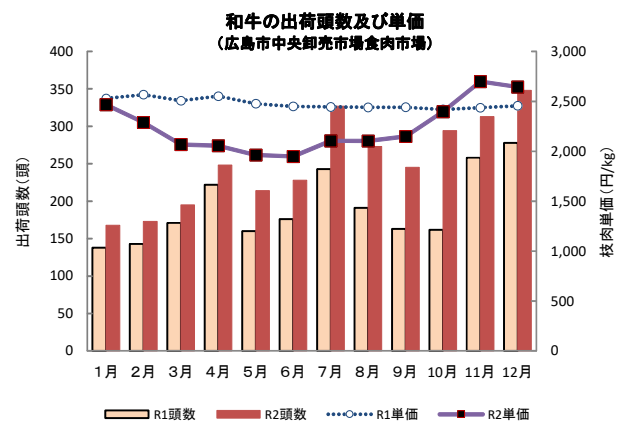
2 地方創生の推進

- (3) 地方の産業競争力の強化
- ④ 生産性の高い持続可能な農業の実現

課題

【課題】

- 枝肉価格の急激な下落により、短期間に制度の運用改正を重ねたため、交付金単価、生産者負担金単価や生産者負担金の猶予期間などの見通しが立たず、肥育経営の不安が増している。



3 東京一極集中の是正

(1) 企業等の地方移転及び人材の地方還流の促進

国への提案事項

地方への企業等の移転の加速化に向け、企業の意見を踏まえた総合的・抜本的な方策を検討すること

1 移転促進に向けた企業への調査・分析

- 東京圏の企業に対し地方移転に関するニーズや実態の調査を行い、定量的な分析結果に基づき課題を明確にしたうえで、東京一極集中の解消に効果的な対策を講ずること。

2 地方移転を促進するインセンティブの構築

- 集中移転期間を設定の上、東京圏から地方に本社を移転した企業に対する国独自の移転促進交付金(仮称)制度を創設すること。
- 企業全体の雇用増ではなく地方の雇用増に着目した本社機能の移転に対する地方拠点強化税制の更なる拡充を図ること。
- 東京圏から地方に移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度を創設すること。
- 本社機能の移転に伴い、地方へ転居する従業員に対しての移住支援制度を創設すること。

3 東京一極集中の是正

(1) 企業等の地方移転及び人材の地方還流の促進

国への提案事項

3 地方企業の人材投資に係る財政支援の強化

- 感染症拡大を契機に地方転職への関心が高まるなど、国民の意識・行動の変容が見られる今、東京圏一極集中の是正を強力に進めるとともに、コロナ収束後を見据えた地方企業の成長戦略実現のための人材投資の促進に係る自治体の取組に対して、財政支援を強化すること。

4 プロフェッショナル人材の還流に向けた取組の継続

- VUCAの時代と言われる先行き不透明な状況においても、中小・中堅企業の攻めの経営を支援するプロフェッショナル人材戦略拠点をはじめとする人材マッチング機能を、地方における社会インフラとして存続させること。

【提案先省庁:内閣府, 経済産業省, 厚生労働省】

3 東京一極集中の是正

(1) 企業等の地方移転及び人材の地方還流の促進

現状

- 人・モノの東京への過度の集中
 - ・ 全国の事業所の約25%が東京圏に所在。
 - ・ 東京圏(東京, 埼玉, 千葉, 神奈川)への本社移転は2011年以降9年連続転入超過。
- 企業ニーズと施策のアンマッチ
 - ・ 本社機能の社員数は減少傾向であるが、雇用促進税制は法人全体の雇用増を求めている。
 - ・ 地方移転の実現を試みる企業が、本社機能の新設等に伴う経費全体への支援等を求める中で、現行の施設のみに対する減税策では企業にとって十分なインセンティブが与えられていない。

課題

- 東京一極集中は日本全体の構造的課題であり、国が自ら率先し、企業の東京圏から地方への移転促進に係る具体的な課題解決を図る必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、東京一極集中のリスクが改めて浮き彫りとなった。
- 企業の地方移転の促進に向けて実態把握、施策の明確化や効果検証等を行いながら、成果を挙げていく必要がある。
- 地方移転によるデメリットを上回るメリットを企業が感じ、より多くの企業が地方への移転を行うため、現行の減税策以外の支援制度を設ける必要がある。

国の取組状況等

【経済財政運営と改革の基本方針2020】

東京一極集中の是正は地方創生のみならず国全体の危機管理の観点からも、重要な課題であることから、多核連携型の国づくりを目指す。また、観光・農林水産業・中小企業など、地域の躍動につながる産業・社会の活性化を推進する。

【地方拠点強化税制】

令和2年度税制改正内容

- ・ 適用期限を令和4年度末まで2年間延長
- ・ 雇用増加要件の緩和等の雇用促進税制の拡充 ※雇用促進税制の適用に係る上限人数は、法人全体の雇用者数で変更なし
- ・ 地方創生推進交付金との連携

3 東京一極集中の是正

(1) 企業等の地方移転及び人材の地方還流の促進

現状／広島県の取組

- 「プロフェッショナル人材戦略拠点」の設置
 - ・ 潜在成長力のある地域企業に対し、プロフェッショナル人材の採用支援活動を行う、「プロフェッショナル人材戦略拠点」を平成27年10月に全国で最初に設置し、活動を開始

【拠点の活動実績(令和2年2月末までの累計)】

	相談件数	成約件数
全 国	55,364	11,733
広島県	1,917	465(※)

(※) 連携する登録人材紹介会社主導の成約件数も含めた県全体の成約件数は、921件

- プロフェッショナル人材受入コストの支援
 - ・ 人材紹介手数料の一部補助による企業の負担軽減策を実施

【補助金交付実績(令和2年2月末までの累計)】

	H28	H29	H30	R1	R2	計
補助件数	20	33	34	40	54	181
首都圏からの転職・転居数	5	18	8	12	30	73
割合	25.0%	54.5%	23.5%	30.0%	55.6%	40.3%

令和2年度は、首都圏からのプロ人材の転職・転居が30件(55.6%)と、件数・割合とも過去最高。コロナ禍が地方転職潜在層に与えた影響がうかがえる。

課題

- プロフェッショナル人材事業は順調に成果を挙げているとの評価であるが、約15万人(2019年)の転入超過となっている東京一極集中の解消に向かうまでの成約実績とはなっていない。
- 新型コロナウイルス感染症が都市部を中心に拡大したこともあり、東京圏などへの人口集中のリスクが改めて浮き彫りとなった。
- 地方転職への関心が高まるなど、国民の意識・行動の変容が見られる今、プロフェッショナル人材の地方還流による地方企業の成長戦略の実現を後押しする取り組みが重要である。

3 東京一極集中の是正

(2) 地方分権改革の一層の推進

国への提案事項

1 地方分権改革の一層の推進

○ 国と地方の役割分担の抜本的な見直し

- ・ 法令の可能規定や任意規定，事務連絡により地方に対して実質的に義務付けている国の事務については廃止又は法定受託事務に位置付けて確実に財政措置を行うこと。

○ 抜本的な見直しへの道筋

- ・ 条例による上書き権を始めたとした立法分権を推し進めること。
- ・ 「国と地方の協議の場」に分野別の分科会を設置すること。
- ・ 閣法や議員立法の成立過程において，地方の意見を聴取する場を設置すること。
- ・ 法令等による計画策定事務を抜本的に見直し，真に必要なものについても各種計画との統合を可能とするとともに，確実に財政措置を行うこと。

2 地方分権型道州制の実現

- ・ 道州制の制度設計等を本格的に議論するための具体的な取組を促進すること。

【提案先省庁：内閣府】

3 東京一極集中の是正

(2) 地方分権改革の一層の推進

現 状／課 題

1 地方分権改革の一層の推進

● 国と地方の役割分担の抜本的な見直し

- ・ 国の事務は本来国の機関で執行すべき。地方に事務を課す場合は法定受託事務として明確に位置付け，財政措置を行う必要がある。

● 抜本的な見直しへの道筋

- ・ これまでの行政分権の取組に加え，立法の分権を行い，停滞している地方分権の議論を新たなステージに推し進める必要がある。
- ・ 「国と地方の協議の場」は，地方の意見を反映させる場として，十分に機能していない。
- ・ 義務付け・枠付けは依然として多用され，計画策定事務など新たな義務付けも行われており，地方の声が反映されていない。

2 地方分権型道州制の実現

- ・ 国全体の活力と成長を促進するためには，国の機能を大幅に移譲した新たな広域自治体を形成することにより，国と地方双方の政府機能を強化した「地方分権型道州制」の実現が必要。
- ・ しかし，平成30年に自由民主党道州制推進同本部が廃止，令和元年の参議院議員通常選挙では，政権公約に道州制の導入を掲げた政党は1つのみ。

3 東京一極集中の是正

(3) 全国統一の人口移動統計調査の実現に向けた取組

国への提案事項

「人口の移動理由」を把握するための全国統一的な調査を実施

- 東京圏への一極集中や地方創生の課題解決のためには、全国的な人口の移動理由についての分析が不可欠である。よって、『住民基本台帳制度』を活用した調査の実施を図るために、**住民基本台帳法の改正を行い、「転入届」や「転出届」等に、「移動理由」や「Uターンの状況」等の調査項目を追加できるようにすること。**

(法第24条の改正例)

第二十四条 転出をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長に届け出なければならない。

「移動の理由」、「Uターンの状況」等を追加

【効果】

- ① 東京圏への一極集中や地方創生の課題に係る政策の検討に資する、極めて有効なデータが取得できる
- ② 自治体間の人口の移動理由の比較により、各自治体の新たな強みや課題が発見できる

【提案先省庁：内閣府，総務省】

3 東京一極集中の是正

(3) 全国統一の人口移動統計調査の実現に向けた取組

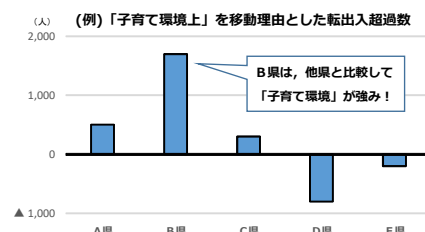
背景／現状

- 東京圏への一極集中や地方創生の課題解決のためには、全国的な人口の移動理由についての分析が不可欠である。
(移動理由の例：「就職」、「転勤」、「入学」等)
- しかし、現在は、住民基本台帳を利用した人口の移動者数のみの調査であり、移動理由を悉皆で把握する全国統一的な調査は行われていない(※)。
- 人口の移動理由を把握する調査を都道府県独自で実施しているのは、8県(広島県調べ)であり、調査方法や調査項目は様々である。

※ 国立社会保障・人口問題研究所が「人口移動調査」を実施しているが、5年に1度の抽出調査であり、「現状」を把握できる調査とは言えない。
〔調査対象世帯数(2016年):全国6万，広島県1.6千〕

課題

- 東京圏への一極集中が拡大している一方で、この是正は、地方と国が一体となって取り組むべき喫緊の課題である。
- この課題解決のためには、全国統一的な調査により、人口の移動理由を分析し、焦点とすべき課題を明確にする必要がある。
- また、自治体間の人口の移動理由の比較により、各自治体の新たな強みや課題を明らかにして、地方への人口移動を促す、実効性の高い施策を検討する必要がある。



4 安心・安全な暮らしづくり

(1) 被災者の生活支援・再建【創造的復興関係】

国への提案事項

1 災害救助法及び被災者生活再建支援制度等の見直し

- 現在、中規模半壊まで対象とする被災者生活再建支援制度について、半壊から一部損壊までを支給対象とすること。
- 心身の手厚いケアのため、戸別訪問による健康管理・精神保健活動やDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）について、災害救助法の対象とするなど、柔軟な運用を行うこと。
- 避難所生活を余儀なくされる被災者の心身の負担を軽減するため、避難所になり得る公共施設の環境整備（冷暖房の設置、トイレの洋式化等）に対する財政措置を行うこと。
- 災害救助法の対象とならない場合であっても、住民が早めの避難行動を実践できるよう、指定緊急避難場所・指定避難所の開設や運営費用に係る国の財政措置など、継続的な支援制度を創設すること。

【提案先省庁：内閣府，財務省，経済産業省，文部科学省，厚生労働省】

4 安心・安全な暮らしづくり

(1) 被災者の生活支援・再建

現状/広島県の取組

【災害救助法】

○救助範囲が避難所の避難者に限定されており、在宅の避難者は対象外となっている。

○法の適用（平成30年7月豪雨災害）

適用日	平成30年7月5日
適用地域	広島市，呉市，竹原市，三原市，尾道市，福山市，府中市，東広島市，江田島市，府中町，海田町，熊野町，坂町
救助内容	避難所の設置，応急仮設住宅の供与，食料・飲料水・生活必需品の給与，医療，住宅の応急修理等

【被災者生活再建支援制度】

○過去の災害において、被害の件数の多い、半壊及び一部損壊世帯が支給対象となっていない。（被災者生活再建支援法第3条2項）

年度	全壊	半壊	一部損壊	計
平成26年 広島市土砂災害	179棟	217棟	189棟	585棟
平成30年 7月豪雨災害	1,162棟	3,628棟	2,166棟	6,956棟

※令和3年3月末現在

【平成30年7月豪雨災害に関する避難行動の調査】

○防災や行動科学等の専門家から、避難所に関して、次のことが避難の実行性を高める要因であると示された。

- ・災害当日の避難場所や道中の安全性が明確になること
- ・指定避難場所にこだわらない、複数の避難先を確保すること

課題/目標

【災害救助法】

- 被災者に対して、心身の手厚いケアを行うため、
 - ・ 自宅や応急仮設住宅等の被災者への支援（戸別訪問による健康管理・精神保健活動など）を救助の対象に追加
 - ・ 避難所になり得る公共施設の環境整備（冷暖房の設置、トイレの洋式化等）に対する財政措置
- 応急仮設住宅の供与期間の延長及び延長に伴う財政措置

【被災者生活再建支援制度】

- 全国知事会の試算では、半壊の場合348万円程度、一部損壊の場合200万円程度の修繕費がかかることもあり、「生活基盤に著しい被害」が生じていることから、一部損壊世帯まで支給対象の拡大が必要

【指定緊急避難場所・指定避難所の開設・運営費用】

- 住民の早めの避難行動を促すためには、事前避難の受入れを可能とする避難所の早期開設が必要であるが、災害救助法が適用されない場合において、避難所の開設や運営に係る経費は、自治体の負担となっていることから、支援制度の創設が必要

令和3年度予算の状況

- ◆ 防災対策の充実（災害復旧・復興）（内閣府）
47億円（前年度比87.0%）

4 安心・安全な暮らしづくり

(1) 被災者の生活支援・再建

参考 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給額

被災世帯の区分	損害割合(※)	支援金の支給額		
		基礎支援額	加算支援金	
			住宅の再建手段	支給額
全壊	50%以上	100万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
大規模半壊	40%台	50万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
中規模半壊	30%台	-	建設・購入	100万円
			補修	50万円
			賃借	25万円
半壊	20%台	-	建設・購入	-
			補修	-
			賃借	-
準半壊	10%台	-	建設・購入	-
			補修	-
			賃借	-
一部損壊	10%未満	-	建設・購入	-
			補修	-
			賃借	-

※ 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体の価値に占める割合であり、市町村による被害認定調査により判定され、罹災証明書における「全壊」「大規模半壊」等の記載に反映されるもの。